令和８年 11 月９日

博士後期課程の皆様

高知工科大学附属情報図書館長

令和８年度　学位論文（博士論文）の登録及び公表について

文部科学省が定める学位規則により、博士の学位を授与された者は、博士論文全文について、インターネットを利用して学位取得後１年以内に公表することが義務付けられています。これに基づき本学では、高知工科大学学術情報リポジトリを利用し、学位論文（博士論文）を公表しますので、下記に従って手続きを行ってください。

記

１．提出について

（１）提 出 物

①論文要旨　　②論文全文　　③承諾書

④論文内容の要約：やむを得ない事由により、１年以内に②論文全文を公表できない場合のみ必要

（２）提出期限・提出先　２月 26 日(金)　17 時　**提出先：教務学生部教務課**

※再提出について…スペルミス等の「学位論文の内容に影響を与えない」軽微な修正についてのみ１度だけ論文の再提出が認められます。再提出期限は上記提出日から７営業日以内となっております。その際には、審査委員会主査の提出学位論文最終確認書が再度必要となりますので指導教員にご相談ください。

（３）提出方法

①PDF 形式

②ファイル名（半角英数字）

論文要旨：「a」+「学籍番号.pdf」（例／a12〇〇〇〇〇.pdf）

論文全文（論文要約）:「学籍番号.pdf」（例／12〇〇〇〇〇.pdf）

③（④）同一の論文（要約）は、データ等も含め一つのファイルにまとめてください。

２．承諾書の提出について

インターネットを利用し学外へ学位論文を公表するため、著作権法の複製権、公衆送信権について、著作者の許諾が必要であるため、別紙承諾書の提出を求めます。必要事項を記入し、その他の提出物と併せて提出してください。

３．登録・公表方法および公表の時期について

（１）登録・公表・・・高知工科大学学術情報リポジトリに登録し公表します。

（２）公表の時期・・・学位承認後、速やかに公表します。

（３）公表の延期・・・やむを得ない事由により、速やかに論文全文を公表できない場合は、大学(工学研究科長)の承認が必要です。また、１年以内に公表できない場合は、論文全文に代えてその内容を要約したものを公表する必要があります。この場合は（１）提出物④「論文要約」を必ず提出してください。

以上

《高知工科大学学術情報リポジトリとは》

本学で生成された教育研究の成果物を一元的に保存し、インターネット上で公表するシステムです。